

平成17年度（平成18年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現金および預貯金	58,290	保険契約準備金	5,632,102
現 金	545	支 払 備 金	48,353
預 貯 金	57,744	責 任 準 備 金	5,477,901
コ ー ル コ ー ン	90,000	社 員 配 当 準 備 金	105,847
買 入 金 銭 債 権	53,001	再 保 險 借	28
金 銭 の 信 託	14	そ の 他 負 債	182,407
有 価 証 券	4,255,115	債券貸借取引受入担保金	9,128
国 債	1,867,097	借 入 金	123,000
地 方 債	101,996	未 払 法 人 税 等	332
社 債	368,610	未 払 金	10,241
株 式	801,616	未 払 費 用	8,419
外 国 証 券	868,985	前 受 収 益	3,121
そ の 他 の 証 券	246,809	預 り 金	3,357
貸 付 金	1,215,143	預 り 保 証 金	24,305
保 險 約 款 貸 付	202,544	金 融 派 生 商 品	279
一 般 貸 付	1,012,598	仮 受 金	223
不 動 産 お よ び 動 産	569,992	退 職 給 付 引 当 金	47,641
土 地	341,455	価 格 変 動 準 備 金	8,550
建 物	223,953	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	34,148
動 産	4,065	支 払 承 諾	155
建 設 仮 勘 定	518	負 債 の 部 合 計	5,905,034
そ の 他 資 産	75,300	（ 資 本 の 部 ）	
未 収 金	6,933	基 金	161,000
前 払 費 用	1,274	基 金 償 却 積 立 金	100,000
未 収 収 益	26,582	再 評 価 積 立 金	281
預 託 金	3,086	剰 余 金	66,736
金 融 派 生 商 品	434	損 失 て ん 補 準 備 金	1,301
繰 延 ヘ ッ ジ 損 失	15	任 意 積 立 金	4,880
仮 払 金	276	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	4,880
そ の 他 の 資 産	36,696	当 期 未 処 分 剰 余 金	60,555
繰 延 税 金 資 産	22,767	（ 当 期 純 剰 余 ）	（ 42,819 ）
支 払 承 諾 見 返	155	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 38,040
貸 倒 引 当 金	△ 1,994	株 式 等 評 価 差 額 金	142,774
		資 本 の 部 合 計	432,753
資 産 の 部 合 計	6,337,787	負 債 お よ び 資 本 の 部 合 計	6,337,787

注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式および外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 $\Delta 61, 299$ 百万円

4. 不動産および動産の減価償却の方法は、建物については定額法により、動産については定率法により行っております。

5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、その他有価証券のうち時価のある外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。

6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1, 883百万円であります。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）にもとづき、当期末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。
9. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成11年1月22日企業会計審議会）に従い、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
10. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生事業年度の費用に計上しております。
11. 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
 - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
12. その他資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。
13. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、7,608百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。
 - (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は0百万円、延滞債権額は5,014百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額295百万円、延滞債権額1,588百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
 - (2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は355百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。
 - (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は2,237百万円であります。
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
14. 不動産および動産の減価償却累計額は223,991百万円であります。
15. 特別勘定の資産の額は49,008百万円であります。
なお、負債の額も同額であります。
16. 保険業法施行規則第24条の2第2項第2号に規定する純資産の額は143,032百万円であります。
17. 子会社に対する金銭債権の総額は30百万円、金銭債務の総額は733百万円であります。
18. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機があります。

19. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 前年度末現在高 | 117,815百万円 |
| 前年度剰余金からの繰入額 | 2,123百万円 |
| 当年度社員配当金支払額 | 14,202百万円 |
| 利息による増加等 | 110百万円 |
| 当年度末現在高 | 105,847百万円 |
20. 担保に供されている資産の額は33,478百万円であります。
21. 基金50,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
22. 貸付金にかかるコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,500百万円であります。
23. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
24. 外貨建資産の額は483,956百万円であります。
(主な外貨額3,521百万米ドル、
475百万ユーロ、
7百万英ポンド)
25. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定にもとづく生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は1,348百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
26. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、17,844百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
27. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。
退職給付債務およびその内訳
- | | |
|----------------------|------------|
| (1) イ. 退職給付債務 | △79,116百万円 |
| ロ. 年金資産 | 17,940百万円 |
| ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ) | △61,176百万円 |
| ニ. 会計基準変更時差異の未処理額 | 16,159百万円 |
| ホ. 未認識数理計算上の差異 | 2,756百万円 |
| ヘ. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ) | △42,260百万円 |
| ト. 前払年金費用 | 5,381百万円 |
| チ. 退職給付引当金 | △47,641百万円 |
- なお、退職一時金・年金制度(適格退職年金制度を除く)において退職給付信託を設定しており、退職給付引当金は退職給付信託の年金資産額10,433百万円と相殺表示しております。
- (2) 退職給付債務等の計算基礎
- | | |
|-------------------|----------|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 2.5% |
| ハ. 期待運用収益率 | 2.1% |
| ニ. 会計基準変更時差異の処理年数 | 10年 |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | 翌期より7年 |
| ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 発生年度全額処理 |
28. 子会社の株式は5,434百万円であります。

29. (1) 繰延税金資産の総額は132,222百万円、繰延税金負債の総額は86,801百万円であります。

繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、22,654百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

税務上の繰越欠損金	74,347百万円、
退職給付引当金	17,198百万円、
有価証券評価損	11,449百万円、
および減損損失	10,025百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額 83,136百万円であります。

- (2) 当期における法定実効税率は36.1%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、評価性引当額の増減△8.5%、基金利息△4.5%であります。

30. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は、9,393百万円であります。

31. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は70百万円であります。

平成17年度〔平成17年4月1日から平成18年3月31日まで〕損益計算書

(単位:百万円)

科 目		金 額
経常損益の部	経常収益	965,863
	保険料等収入	623,816
	保再保	623,673
	資産	142
	利益	219,089
	利息	140,728
	お借	85,962
	有価証券	29,481
	貸付	24,046
	不動産	1,238
	その他	61,060
	有価証券	8,151
	特別勘定	9,148
	その他	122,957
	年金	1
	保険	39,278
	支	653
	責	81,464
	その他	1,559
	経常費用等支払	885,638
	保険	657,574
保年給	280,728	
解	66,088	
再	107,365	
責任	183,800	
準備	19,435	
金	156	
積立	110	
利息	110	
費用	53,217	
支払	2,325	
買目的	3,110	
有価証券	19,896	
有価証券	4,293	
金融	3,399	
為替	828	
倒引	218	
貸付	3	
貸付	6,065	
その他	13,076	
事業	117,199	
その他	57,535	
保険	38,618	
税	7,071	
減	8,980	
退	2,102	
その他	761	
経常利益	80,225	

科 目		金 額
特別損益の部	特別利益	10,083
	不動産等処分益	9,996
	偶発損失引当金戻入額	5
	投資の損失引当金戻入額	63
	その他の特別利益	17
	特別損失	34,868
	不動産等処分損失	1,195
	減価償却の変動準備金繰入額	28,231
	社会厚生の事業助成金	2,300
	その他の特別損失	80
税引前当期純剰余	3,062	
法人税	55,439	
人税	379	
当期純剰余	12,240	
前期繰越差額	42,819	
土地再評価	24,385	
社会厚生事業	△ 6,730	
当期未処分	80	
	60,555	

注1. 当期から固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成14年8月9日企業会計審議会））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。この結果、税引前当期純剰余が28,231百万円減少しております。

減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

なお、当期における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

保険事業の用に供している不動産等については、保険事業全体で1つの資産グループとしております。また、賃貸不動産等、遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	減損損失（百万円）		
	土地	建物	計
賃貸不動産等	20,000	5,810	25,810
遊休不動産等	1,667	752	2,420
合計	21,668	6,563	28,231

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.0%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく評価額または公示価格を基準とした評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

2. 子会社との取引による収益の総額は426百万円、費用の総額は16,559百万円です。
3. (1) 有価証券売却益の内訳は、
- | | |
|-------|--------------|
| 国債等債券 | 1,613百万円、 |
| 株式等 | 59,203百万円、 |
| 外国証券 | 243百万円であります。 |
- (2) 有価証券売却損の内訳は、
- | | |
|-------|-----------------|
| 国債等債券 | 3,694百万円、 |
| 株式等 | 747百万円、 |
| 外国証券 | 15,454百万円であります。 |
- (3) 有価証券評価損の内訳は、
- | | |
|-----|---------------|
| 株式等 | 4,293百万円あります。 |
|-----|---------------|
4. 責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は1百万円です。
5. 退職給付費用の総額は、11,790百万円です。なお、その内訳は以下のとおりです。
- | | |
|--------------------|----------|
| イ. 勤務費用 | 3,121百万円 |
| ロ. 利息費用 | 1,999百万円 |
| ハ. 期待運用収益 | △244百万円 |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | 4,039百万円 |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額 | 2,874百万円 |